

地 域 防 災 計 画

資 料 編

令和4年3月

和 寒 町 防 災 会 議

目 次

資 料 編

条例及び協定等	1
条例 1 和寒町防災会議条例	1
条例 2 和寒町災害対策本部条例	2
協定 1 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	3
協定 2 北海道広域消防相互応援協定	6
協定 3 災害時における応援協定一覧	8
図 表 等	10
第 4 章－別表 1 水防区域	10
第 4 章－別表 2 重要水防施設（樋門、樋管）	11
第 4 章－別表 3 山腹崩壊危険区域	13
第 4 章－別表 4 土石流危険区域	13
第 4 章－別表 5 危険物取扱所及び貯蔵所	14
第 4 章－別表 6 水防倉庫及び主要備蓄資機材一覧	15
第 4 章－別表 7 消防組織	15
第 4 章－別表 8 消防施設整備状況	16
第 4 章－別表 9 対象地区別避難所及び避難場所	17
第 4 章－別図 1 災害危険図	19
第 5 章－別表 1 被害状況の判定基準	20
第 5 章－別表 2 車両確保の現況	24
第 5 章－別表 3 ヘリコプター発着可能地	24
第 8 章－別表 4 被災者生活再建支援法について	25
地 第 3 章－別表 1 気象庁震度階級関連解説表	27
様 式	31
第 3 章－様式 1 注意報、警報並びに情報等受理票	31
第 4 章－様式 1 水防活動実施報告書	32
第 5 章－様式 1 災害情報	33
第 5 章－様式 2 被害状況報告（速報 中間 最終）	35
第 5 章－様式 3 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）	37
第 5 章－様式 4 避難所収容台帳（避難所）	40
第 5 章－様式 5 避難所設置及び収容状況（和寒町）	40
第 5 章－様式 6 規制の標識等	41
第 5 章－様式 7 緊急通行車両確認証明書	42
第 5 章－様式 8 世帯構成員別被害状況	42
第 5 章－様式 9 物資購入（配分）計画表	43
第 5 章－様式 10 物資受払簿	43
第 5 章－様式 11 物資給与及び受領簿	44

第5章－様式12	物資の給与状況	44
第5章－様式13	消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	45
第5章－様式14	救急患者の緊急搬送情報伝達票	46
第5章－様式15	自衛隊の災害派遣要請	47
第5章－様式16	自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請	48

条例及び協定等

条例 1 和寒町防災会議条例

(昭和 37 年 12 月 19 日条例第 25 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、和寒町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 和寒町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) 公共的団体の職員のうちから町長が任命する者
- (10) 自衛隊の隊員のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。

7 第 5 条第 7 号及び第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(部会)

第 5 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

条例 2 和寒町災害対策本部条例

(昭和 37 年 12 月 19 日条例第 26 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、和寒町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

協定 1 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第 1 項及び第 68 条第 1 項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項若しくは同法第 183 条において準用する第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第 2 条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第 3 条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第 4 条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第 6 条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第 1 要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第 2 要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第 3 要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第 7 条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第 2 条第 3 号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第 2 条第 4 号に掲げる職員の職種別人員

(5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道
北海道知事

北海道市長
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村	宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村	網走支庁	網走支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町	胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
後志支庁	後志支庁管内の市町村	日高支庁	日高支庁管内の町
空知支庁	空知支庁管内の市町村	十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村	釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村	根室支庁	根室支庁管内の市町

協定 2 北海道広域消防相互応援協定

北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空応援回転翼航空機を装備した消防吏員の二隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第 3 要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

- 2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

- 第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。
- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

- 第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。
- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経過することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

- 第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

- 第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。
- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
 - (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
 - (3) 車両及び機械器具の修理費
 - (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）
- 2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
 - 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

- 第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。
- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
 - (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

- 第12条 この規定の定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

- 第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附則（平成6年7月25日締結）

この協定は平成6年8月1日から施行する。

地域	構成市町等（注 道北以外の地域については、略）
道北地方	旭川市、大雪消防組合、上川中部消防事務組合、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、富良野地区事務組合、増毛町、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合

協定 3 災害時における応援協定一覧

協定の名称	協定者又は根拠法	締結日 (施行日)	応援・協力の内容
北海道広域消防相互応援協定	消防組織法第 21 条	H3. 4. 1	応援隊の派遣
災害時相互応援に関する協定	日本水道協会北海道 地方支部道北地区協 議会	H19. 8. 1	地震、異常渇水等による水道災害時に 速やかな給水能力の回復のための会員 相互間の応援活動
災害時等における北海道 及び市町村相互の応援に 関する協定	道・道市長会・道町 村会	H20. 6. 10	食料・飲料水・生活必需物資・資機材 の提供及びあっせん
			被災者等の救出、医療及び防疫、施設 の応急措置に必要な資機材、物資の提 供及びあっせん
			避難、救援及び救出活動に必要な車両 等の提供及びあっせん
			避難、救援、救護、救助活動及び応急 措置等に必要な職員の派遣
			被災者等の一時収容のための施設の提 供及びあっせん
災害時等における和寒郵 便局と和寒町の協力に関 する協定	和寒郵便局・和寒町	H20. 6. 30	郵便局ネットワークを活用した広報活動
			被災者の避難先及び避難者リスト等を 相互に提供
			郵便局の車両を緊急車両等として提供 (業務に支障のない範囲)
			災害特別事務取扱い、非常払及び非常 取扱い
災害対応型自動販売機に よる協働事業に関する協 定書	和寒町・北海道コ カ・コーラボトリ ング株式会社	H21. 6. 24	自動販売機の電光掲示板による情報の 提供(地域、行政、災害、気象等)
			緊急時の自動販売機内在庫飲料の無償 提供
北海道地方における災害 時の応援に関する申合せ	北海道開発局長・和 寒町	H22. 5. 28	大規模自然災害発生時における被害拡 大と二次災害の防止に資する応援(土 木施設等の被害状況の把握、資機材の 運搬、被災箇所の把握、進入路の確保 等)
災害等の発生時における 和寒町と北海道エルピー ガス災害対策協議会の応 急・復旧活動の支援に関 する協定	和寒町・北海道エル ピーガス災害対策協 議会	H22. 7. 22	被災場所における LP ガスの被害状況・ 復旧状況の情報提供
			被災場所における応急措置・復旧工事
			避難場所への LP ガスの供給・関連機器 の設置
			供給停止が長期となる場合の簡易コン ロ等の手配
			大規模火災現場における LP ガス設備の 撤去等安全対策

協定の名称	協定者又は根拠法	締結日 (施行日)	応援・協力の内容
災害時における和寒町と 和寒建設協会の協力体制 に関する協定書	和寒町・和寒建設協会	H22. 9. 1	人命救助活動
			水防活動
			交通障害物除去活動
			協力内容に必要な物資等の運搬、供給 又は貸与等
災害時における生活関連 物資の供給に関する協定	和寒町・株式会社ホク レン商事	H23. 9. 29	食料品や日用品などの生活関連物資の 確保・供給
かみかわの絆 19 ～上 川管内町村広域防災に関 する決議～	上川管内町村 19 町村	H26. 2. 14	食糧、飲料水及び生活必需品並びにそ の供給に必要な資機材の提供又はあつ せん
			救援及び救助活動に必要な車両等の提 供又はあつせん
			被災者の救出、医療、防疫並びに応急 復旧に必要な医薬品等の物資及び資機 材の提供又はあつせん
			救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
			被災者の受入れ
			物資等供給拠点及びボランティア活動 などの支援
			被災地における行政事務の支援
災害時における物資供給 及び店舗営業の継続又は 早期再開に関する協定	和寒町・(株)セブンイレ ブンジャパン	H29. 8. 10	食料品、飲料、日用品などの生活関連 物資の確保・供給
災害時における石油類燃 料の供給等に関する協定	和寒町・信菱興業(株) 和寒町・(株)H&M	H31. 1. 10 R1. 10. 9	燃料等の優先供給、帰宅困難者の一時 休憩所の提供
大規模災害時における相 互協力に関する協定	和寒町・北海道電力 (株)・北海道電力ネット ワーク(株)	R3. 12. 23	停電情報等の情報共有、停電復旧のた めの樹木・土砂・電力設備等の除去作 業

図 表 等

第 4 章－別表 1 水防区域

図 面	危 険 区 域						予 想 さ れ る 被 害				整 備 計 画	
	地区名	水系名	河川名	流心距離 (Km)	危険区域 延長(m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
(1)	北原	天塩川	1 級 剣淵川	0～1.9	左岸 1,900	堤防 断面	10		町道	耕地 90ha	道建設部	実施済
(2)	北原・川西	天塩川	1 級剣淵川	1.9～7.9	両岸 6,000	堤防 断面	240	2	道々和寒幌加内線 道々和寒鷹栖線 町道	耕地 605ha	道建設部	実施済
(3)	川西・中和	天塩川	1 級剣淵川	7.9～12.8	両岸 4,900	堤防 断面	26		道々和寒鷹栖線 町道	耕地 363ha	道建設部	計画検討中
(4)	南丘	天塩川	1 級剣淵川	15.3～15.7	左岸 400	堤防 断面			町道		道建設部	計画検討中
(5)	北原	天塩川	1 級 ペンケベッヘ川	0～1.5	右岸 1,500	堤防 断面	5		町道	耕地 61ha	道建設部	実施済
(6)	北原・菊野	天塩川	1 級 ペンケベッヘ川	1.5～4.9	右岸 3,400	氾濫	8		道々三和剣淵線 町道	耕地 91ha	道建設部	計画検討中
(7)	東和	天塩川	1 級 6 線川	0～4.0	左岸 4,000	氾濫	7		国道 40 号線 町道	耕地 45ha	道建設部	計画検討中
(8)	北原・菊野	天塩川	1 級 辺乙部川	0～6.0	両岸 6,000	堤防 断面	29		道々和寒幌加内線 道々三和剣淵線 町道	耕地 545ha	道建設部	実施済
(9)	菊野・西和	天塩川	1 級 辺乙部川	6.0～15.2	両岸 9,200	堤防 断面	30	2	道々和寒幌加内線 町道	耕地 454ha	道建設部	実施済
(10)	三和	天塩川	1 級 シフンナイ川	0～1.3	両岸 1,300	堤防 断面	3		町道	耕地 45ha	道建設部	実施済
(11)	三和	天塩川	1 級 シフンナイ川	1.3～1.5	両岸 200	氾濫			道々和寒幌加内線 道々三和剣淵線 町道	耕地 15ha	道建設部	計画未実施
(12)	三和	天塩川	1 級 タツネウシベッヘ川	0～0.4	両岸 400	堤防 断面	3		町道	耕地 20ha	道建設部	実施済
(13)	三和	天塩川	1 級 タツネウシベッヘ川	0.4～2.5	両岸 2,100	氾濫	2	2	道々和寒幌加内線 町道	耕地 30ha	道建設部	計画未実施
(14)	西和	天塩川	1 級西和川	0～0.4	両岸 400	堤防 断面	3		道々和寒幌加内線 町道	耕地 20ha	道建設部	計画未実施
(15)	西和	天塩川	1 級西和川	0.4～2.5	両岸 2,100	氾濫	1		町道	耕地 11ha	道建設部	計画未実施
(16)	三笠	天塩川	1 級 ワッカウエンナイ川	0～0.6	両岸 600	氾濫	190	2	町道	耕地 15ha	道建設部	計画未実施
(17)	三笠	天塩川	1 級 マタルクシュケネブチ川	0～2.5	両岸 2,500	氾濫	19		道々和寒鷹栖線 町道	耕地 151ha	道建設部	計画検討中
(18)	三笠	天塩川	1 級 マタルクシュケネブチ川	2.5～3.2	右岸 700	氾濫	3		町道	耕地 30ha	道建設部	計画検討中
(19)	三笠	天塩川	1 級 マタルクシュケネブチ川	3.2～8.6	右岸 5,400	氾濫	7	1	国道 40 号線 町道	耕地 61ha	道建設部	計画未実施

第4章－別表2 重要水防施設（樋門、樋管）

番号	河川名	左右岸別	樋門・樋管名	住所
1	ペンケペオッペ川	右	和久排水樋門	北 原
2	ペンケペオッペ川	右	谷口樋管	北 原
3	ペンケペオッペ川	右	高原樋管	北 原
4	剣淵川	左	増田樋管	三 笠
5	剣淵川	右	山崎樋管	三 笠
6	剣淵川	左	渡部排水樋門	北 原
7	剣淵川	左	渡部排水樋門	北 原
8	剣淵川	左	8 線排水樋門	北 原
9	剣淵川	左	遠藤排水樋門	松 岡
10	剣淵川	右	武山排水樋門	大 成
11	剣淵川	右	犬養排水樋門	大 成
12	剣淵川	左	矢萩排水樋管	松 岡
13	剣淵川	右	佐藤第 1 排水樋管	日ノ出
14	剣淵川	右	佐藤第 2 排水樋管	日ノ出
15	剣淵川	左	堂前排水樋管	松 岡
16	剣淵川	右	川島排水樋門	大 成
17	剣淵川	左	9 線排水樋門	松 岡
18	剣淵川	右	竹本排水樋管	日ノ出
19	剣淵川	左	伊藤排水樋管	三 笠
20	剣淵川	右	寒川橋排水樋管	三 笠
21	剣淵川	右	長谷川 2 号樋管	三 笠
22	剣淵川	左	松岡川排水樋門	松 岡
23	剣淵川	右	16 線排水樋門	日ノ出
24	剣淵川	右	上桝 1 号樋門	三 笠
25	剣淵川	左	前鼻樋管	三 笠
26	剣淵川	左	和田 2 号樋管	三 笠
27	剣淵川	左	和田 1 号樋門	三 笠
28	剣淵川	右	日の出排水樋門	日ノ出
29	剣淵川	左	剣淵川第 4 号排水樋門	川 西
30	剣淵川	左	剣淵川第 1 号排水樋門	川 西
31	剣淵川	左	剣淵川第 2 号排水樋門	川 西
32	剣淵川	左	剣淵川 5 号排水樋門	川 西
33	剣淵川	右	剣淵川 6 号排水樋門	川 西
34	剣淵川	左	剣淵川 7 号排水樋門	川 西
35	マタルクシュケネブチ川	左	マタルクシュケネブチ川 1 号樋管	中 和
36	マタルクシュケネブチ川	左	マタルクシュケネブチ川第 3 号樋管工	中 和
37	辺乙部川	左	第 8 号樋門工	西 和

番号	河川名	左右岸別	樋門・樋管名	住 所
38	辺乙部川	左	第 12 号樋門工	西 和
39	辺乙部川	右	二号排水樋管	松 岡
40	辺乙部川	左	北原 8 線排水樋門	北 原
41	辺乙部川	右	四号排水樋管	松 岡
42	辺乙部川	左	北原排水樋門	北 原
43	辺乙部川	左	藤井排水樋管	菊 野
44	辺乙部川	右	7 号排水樋管	菊 野
45	辺乙部川	右	三号排水樋門	松 岡
46	辺乙部川	右	渡辺樋管	菊 野
47	辺乙部川	右	今北樋管	菊 野
48	辺乙部川	左	菊野排水樋門	菊 野
49	辺乙部川	左	新北原排水樋門	北 原
50	辺乙部川	右	寺井樋門	菊 野
51	辺乙部川	右	田中 2 号樋管	菊 野
52	辺乙部川	左	三田 2 号排水樋管	菊 野
53	辺乙部川	左	西本排水樋管	菊 野
54	辺乙部川	左	幹線排水樋門	菊 野
55	辺乙部川	左	三田排水樋門	菊 野
56	辺乙部川	左	田中 1 号樋門	菊 野
57	辺乙部川	左	4 号排水樋管	菊 野
58	辺乙部川	左	安部排水樋門	菊 野
59	辺乙部川	左	5 号排水樋門	菊 野
60	辺乙部川	左	上瀬戸樋門	菊 野
61	辺乙部川	右	西和 1 号排水樋門	西 和
62	辺乙部川	左	第 2 号樋門工	西 和
63	辺乙部川	右	第 3 号樋門工	西 和
64	辺乙部川	右	第 4 号樋門工	西 和
65	辺乙部川	左	第 5 号樋門工	西 和
66	辺乙部川	右	第 6 号樋門工	西 和
67	辺乙部川	左	第 7 号樋門工	西 和
68	辺乙部川	左	第 9 号樋門工	西 和
69	辺乙部川	左	第 10 号樋門工	西 和
70	シブンナイ川	左	十二線排水樋管	松 岡
71	ワッカウエンナイ川	左	長谷川一 号樋管	三 笠
72	ワッカウエンナイ川	右	上桝 2 号樋管	三 笠
73	六線川	左	左二 号排水樋門	大 成
74	六線川	左	左一 号排水樋門	大 成
75	マタルクシュケネブチ川	右	マタルクシュケネブチ川 4 号樋管工	中 和
76	マタルクシュケネブチ川	右	マタルクシュケネブチ川 6 号樋管工	中 和

第4章－別表3 山腹崩壊危険区域

図面	危険区域の現況			予想される被害			整備計画	
	位置	地区名	危険区域 面積(ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	実施機関	概要
A	東和	東和1	2	7		町道 和寒上士別間道路	道 水産林務部	計画なし
B	菊野	渋谷の沢	1	1		町道 菊野剣淵間道路	道 水産林務部	計画なし
C	東丘	上坊寺の沢	1			町道 和寒上士別間道路	道 水産林務部	計画なし
D	福原	送電線	1			道道 雨竜旭川線	道 水産林務部	実施済
E	福原	加藤の山腹	1			道道 雨竜旭川線	道 水産林務部	計画なし
F	朝日	ひぐらし公園	4	10		国道 40 号線	道 水産林務部	計画なし
G	西和	真鍋地先	1			道道 48 号雨竜旭川線	道 水産林務部	実施済

第4章－別表4 土石流危険区域

図面	危険区域の現況				予想される被害				整備計画	
	区域名	溪流名	溪流概況		住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他	実施機関	概 要
			溪流長 (km)	面積 (ha)						
1	三和	菊野の沢	1.1	3.2	8		町道 15 線道路		道 林務部	計画検討中
2	東和	東和の沢A	0.3	0.8			町道 東和 4 線路		道 林務部	計画検討中
3	東和	東和の沢B	0.7	2.2			町道 東和 4 線道路		道 林務部	計画検討中
4	朝日	20 線の沢 A	0.9	3.2	3		町道 東 19 線道路		道 林務部	実施済
5	福原	福原の沢	0.4	1.2			道道 雨竜旭川線		道 林務部	実施済
6	西和	13 線の沢	0.9	2.0	3		道道 和寒幌加内線		道 林務部	計画検討中
7	西和	郵便局の沢	0.7	2.0	8		道道 和寒幌加内線		道 林務部	計画検討中
8	西和	学校の沢	1.0	3.0	7		道道 和寒幌加内線		道 林務部	計画検討中
9	西和	西和の沢	0.5	1.0	5		町道 西和 11 線道路		道 林務部	計画検討中
10	西和	十線の沢 A	0.8	2.0			町道 西和 11 線道路		道 林務部	計画検討中
11	西和	十線の沢 B	1.3	4.0			町道 西和 11 線道路		林野庁	計画検討中
12	東和	東和の沢川	0.3	12	1		町道 0.08 km	耕地 1.13	道 建設部	計画検討中
13	東丘	十四線沢川	0.7	39	4		町道 0.38 km	耕地 3.07	道 建設部	計画検討中
14	東丘	日の出川	0.52	50	1		町道 0.44 km	耕地 4.13	道 建設部	計画検討中
15	東丘	十六線の沢川	1.05	60	4		道道士別和寒線 0.45 km 町道 0.08 km	耕地 3.41	道 建設部	実施済
16	東丘	東丘の沢川	0.3	17	2		町道 0.20 km	耕地 5.63	道 建設部	計画検討中
17	朝日	朝日一の沢川	0.83	89	2		JR 宗谷本線 0.16 km 高速道路 0.08 km	耕地 2.25	道 建設部	計画検討中
18	朝日	朝瀬川	1.08	99	3		JR 宗谷本線 0.16 km 高速道路 0.05 km 国道 40 号 0.10 km	耕地 0.26	道 建設部	計画検討中
19	西和	西和の沢川	0.75	31	2		町道 0.35 km	耕地 2.92	道 建設部	計画検討中
20	西和	真鍋裏の沢川	0.5	15	3		道道和寒幌加内線 0.28 km	耕地 4.72	道 建設部	計画検討中
21	西和	西和一の沢川	0.7	57	1		町道 0.21 km	耕地 3.58	道 建設部	計画検討中

第4章－別表5 危険物取扱所及び貯蔵所

事業所	事業所名	設置場所	区 分	種 類	数 量
1	JA北ひびき和寒基幹支所				
	農協会館	西町	地下タンク貯蔵所(重油)	第3石油類	5,000
	ライスセンター	三笠	地下タンク貯蔵所(灯油)	第2石油類	10,000
	給油所	南町	給油取扱所		67,050
				第1石油類	40,000
				第2石油類	20,000
				第3石油類	2,050
				第4石油類	5,000
2	和寒町				
	公民館	北町	地下タンク貯蔵所	第2石油類	3,000
	町民センター	西町	地下タンク貯蔵所	第3石油類	7,000
	保育所	三笠	地下タンク貯蔵所	第2石油類	1,600
	旧中和小学校(休止)	中和	地下タンク貯蔵所	第2石油類	1,900
	旧三和小学校	三和	地下タンク貯蔵所	第2石油類	3,000
	総合体育館	三笠	地下タンク貯蔵所	第3石油類	10,000
	町立診療所(保健福祉センター)	西町	地下タンク貯蔵所	第2石油類	3,000
	廃棄物最終埋立処分場浸出水処理施設	西和	地下タンク貯蔵所	第2石油類	1,900
	乾燥調整貯蔵施設(JA北ひびき和寒基幹支所)	三笠	地下タンク貯蔵所	第2石油類	10,000
	旧和寒中学校(休止)	松岡	一般取扱所	第2石油類	3,000
3	株式会社H&M 給油所				
		三笠	移動タンク貯蔵所(51-32)	第2・3石油類	4,000
		三笠	移動タンク貯蔵所(82-94)	第2・3石油類	4,000
		三笠	移動タンク貯蔵所(6-85)	第2石油類	4,000
		三笠	給油取扱所		49,900
				第1石油類	15,000
				第2石油類	33,000
4	信菱興業株式会社 給油所				
		南町	移動タンク貯蔵所(81)	第2石油類	3,700
		南町	給油取扱所		71,800
				第1石油類	20,000
				第2石油類	50,000
				第3石油類	1,800
5	北産木材工業株式会社	東町	地下タンク貯蔵所(休止)	第3石油類	10,000
6	和寒コンクリート株式会社	三笠	屋外タンク貯蔵所	第3石油類	10,000
		三笠	自家用給油取扱所	第2石油類	9,900
7	山田ブロック工業株式会社(休止)	三笠	屋外タンク貯蔵所	第3石油類	9,695
8	和寒中学校	日ノ出	地下タンク貯蔵所	第2石油類	6,000
9	北日本床土株式会社	朝日	地下タンク貯蔵所	第3石油類	20,000
10	東日本高速道路株式会社 和寒IC	三笠	自家用給油取扱所	第2石油類	3,000

第4章―別表6 水防倉庫及び主要備蓄資機材一覧

1 水防用資機材の備蓄状況

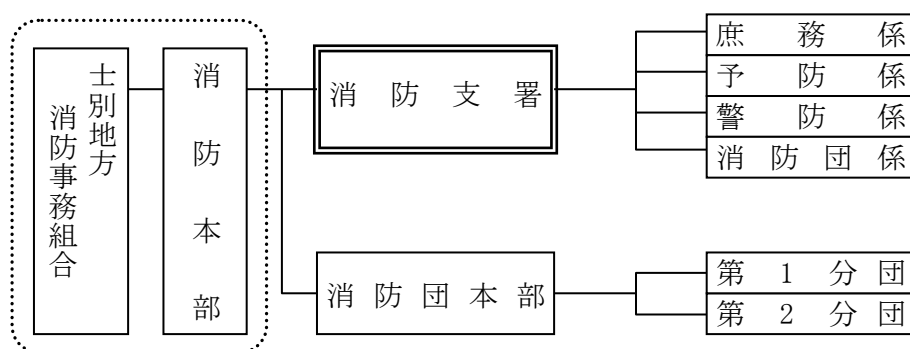
品名	土のう用袋	スコップ	ツルハシ	掛け矢	灯光器	ヘルメット	ロープ(巻)
数量	1,000	88	2	14	5	22	2

2 給水資機材の保有状況

資機材名	数量	能力	保管場所
給水タンク	1	1,000ℓ	水防倉庫
ポリタンク	60	18ℓ	〃

第4章―別表7 消防組織

1 土別地方消防事務組合



2 消防職員配置（条例定数 15 人）

階級別 区別	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
消防和寒支署	2	4	7	1	1	15

3 消防団員配置（条例定数 48 人）

階級別 区別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	機能別 団員	計
計	1	1	2	2	2	6	22	3	39

第4章―別表8 消防施設整備状況

1 車輛

種類	台数	種類	台数
消防ポンプ自動車	1 台	救急自動車	1 台
水そう付消防ポンプ自動車	3 台	指令車	1 台
小型動力ポンプ付水槽車	1 台		

2 消防水利施設

地 区	防火水槽	消火栓	地 区	防火水槽	消火栓	地 区	防火水槽	消火栓
西町地区	13	8	中和地区	3	1	大成地区	2	
南町地区	1	6	三和地区	1	2	川西地区	2	
北町地区	3	3	菊野地区	1	2	福原地区	1	
東町地区	6	4	松岡地区	2	2	朝日地区	1	
三笠地区	17	3	北原地区	1	1	東和地区	1	
東丘地区	4	2	西和地区	3		南丘地区	1	
日ノ出地区	3	1						

3 資機材

区分	種類	数量	区分	種類	数量
消防用器具	救命浮輪	1	消防用器具	ロープ 50m	5
消防用器具	救命胴衣	28	消防用器具	ロープ 30m	3
消防用器具	救命ボート	1	消防用器具	ロープ 20m	4
消防用器具	耐熱服	2	消防用器具	ロープ 15m	5
消防用器具	耐電衣	2	消防用器具	背負式消化器具	10
消防用器具	レスキューツール	3	消防用器具	組立水槽 2,500ℓ	2
消防用器具	バスケットストレッチャー	1	消防用器具	組立水槽 500ℓ	1
消防用器具	投光器	7	消防用器具	消防ホース 町野 65mm	154
消防用器具	発電機	8	消防用器具	消防ホース 町野 50mm	114
消防用器具	携帯拡声器	5	消防用器具	消防ホース 町野 40mm	31
消防用器具	エンジンカッター	1	消防用器具	梯子(2連)	4
消防用器具	チェーンソー	2	消防用器具	梯子(3連)	2
消防用器具	空気呼吸器	8	消防用器具	水損防水シート	5
消防用器具	空気ボンベ	14			
消防用器具	エアーソー	1			
消防用器具	緩降機	1	消火薬剤	水成膜泡薬剤	120ℓ
消防用器具	携帯用コンクリート破壊器具	1	消火薬剤	合成界面活性剤	1,040ℓ
消防用器具	熱画像直視装置	1	油吸着材	油吸着マット	100 枚
消防用器具	送排風機	1	油吸着材	油吸着剤(AC ライト)	22kg
消防用器具	可燃性ガス測定機	1			
消防用器具	酸素溶断機	1			

第4章―別表9 対象地区別避難所及び避難場所

1 指定緊急避難場所

地 区 名	名 称	所 在 地	避 難 時 種の 別
恵みヶ丘、大通、西町、仲町、若草自治会	和寒小学校グラウンド	和寒町字北町	風水害・土砂災害・地震
中和自治会	旧中和小学校グラウンド	和寒町字中和	風水害・土砂災害・地震
三和・菊野自治会	旧三和小学校グラウンド	和寒町字三和	風水害・土砂災害・地震
東山自治会	旧大成小学校グラウンド	和寒町字大成	風水害・土砂災害・地震
松岡・北原自治会北原地区	旧北原小学校グラウンド	和寒町字北原	風水害・土砂災害・地震
松岡・北原自治会松岡地区	旧和寒中学校グラウンド	和寒町字松岡	風水害・土砂災害・地震
東山自治会日ノ出地区	和寒中学校グラウンド	和寒町字日ノ出	風水害・土砂災害・地震
かたくり、三笠南自治会	総合運動公園グラウンド	和寒町字三笠	風水害・土砂災害・地震
西和福原自治会西和地区	旧西和小学校グラウンド	和寒町字西和	風水害・土砂災害・地震
西和福原自治会福原地区	旧福原小学校グラウンド	和寒町字福原	風水害・土砂災害・地震

2 指定避難所

地 区 名	名 称	所 在 地	電話番号	避 難 時 種の 別
恵みヶ丘、大通、西町、仲町、若草、かたくり、三笠南自治会、東山自治会の一部、松岡・北原自治会の一部	和寒町公民館	和寒町字北町	32-2477	風水害・土砂災害・地震
	和寒小学校	和寒町字北町	32-2003	風水害・土砂災害・地震
	和寒町民センター	和寒町字西町	32-2421	風水害・土砂災害・地震
	西町町民センター	和寒町字西町	32-2341	風水害・土砂災害・地震
	交流施設ひだまり(大通自治会館)	和寒町字北町	32-3300	風水害・土砂災害・地震
	東町地域センター(恵みヶ丘自治会館)	和寒町字東町	—	風水害・土砂災害・地震
	三笠地域センター(かたくり自治会館)	和寒町字三笠		土砂災害・地震
	和寒町総合体育館	和寒町字三笠	32-4470	風水害・土砂災害・地震
	和寒中学校	和寒町字日ノ出	32-2057	風水害・土砂災害・地震
中和自治会	中和地域センター(中和自治会館)	和寒町字中和	—	土砂災害・地震
	塩狩峠記念館	和寒町字塩狩	32-4088	風水害・土砂災害・地震
三和・菊野自治会	三和地域センター(三和・菊野自治会館)	和寒町字三和	—	風水害・土砂災害・地震
西和福原自治会西和地区	西和地域センター(西和福原自治会館)	和寒町字西和	—	土砂災害・地震
	福原集会所	和寒町字福原	—	土砂災害

地 区 名	名 称	所 在 地	電話番号	避 難 時 の 災 害 種 別
東山自治会の一部	大成寿の家 (東山自治会館)	和寒町字大成	—	土砂災害・地震
松岡・北原自治会の一部	松岡地域センター (松岡・北原自治会館)	和寒町字松岡	—	風水害・土砂災害 ・地震
	北原地域センター	和寒町字北原	—	土砂災害・地震

3 福祉避難所

地 区 名	名 称	所 在 地	電話番号	避 難 時 の 災 害 種 別
全町	保健福祉センター	和寒町字西町	32-2000	風水害・土砂災害 ・地震

The map displays the Wano District in Fukushima Prefecture, Japan. It features a network of blue arrows and numbers (1-21) indicating a specific route or flow. Key locations marked include Wano City (土別市), Wano District (土別市), and various towns like Wano (和野), Wano (和野), Wano (和野), and Wano (和野). Specific landmarks such as Wano Lake (和野湖), Wano Lake (和野湖), and Wano Lake (和野湖) are also labeled. The map includes a legend for various types of facilities and a scale bar.

第5章―別表1 被害状況の判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) 町外の者が町内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の (2) (3) を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の (2) (3) を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の (2) (3) を参照。
② 住家被害	住 家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農 地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態のもの。 (2) 埋没とは、粒径 1mm 以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあつては 5cm 以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農 業 用 施 設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共 同 利 用 施 設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営 農 施 設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜 産 被 害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂 防 設 備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑤土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公 園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
⑥水産被害	—	町内に該当する被害はなし。
⑦林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。
⑨商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 （私学関係はその他の項目で扱う。）
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。

被害区分		判 断 基 準
⑬ その他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	水 道 (戸 数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話 (戸 数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気 (戸 数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス (戸 数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第5章－別表2 車両確保の現況

1 町有車両の現況

車 種	台数（台）	所 属 （ 管 理 ） 課	台数（台）
乗用車	9	総 務 課	1
		建 設 課	2
		産業振興課	2
		保健福祉課	1
		教育委員会	1
		町立診療所	1
		農 想 塾	1
軽自動車	9	総 務 課	2
		建 設 課	1
		保健福祉課	4
		教育委員会	2
バ ス	4	建 設 課	4
軽トラック	3	産業振興課	1
		住 民 課	1
		農 想 塾	1
ワゴン車	3	建 設 課	2
		産業振興課	1

第5章－別表3 ヘリコプター発着可能地

管 内	小 学 校 区	場 所	住 所	緯 度 経 度
上川	和寒	和寒小学校グラウンド	和寒町字北町	北緯 44 度 01 分 31 秒 東経 142 度 24 分 56 秒
上川	〃	旧中和小学校グラウンド	和寒町字中和	北緯 43 度 59 分 39 秒 東経 142 度 24 分 40 秒
上川	〃	旧三和小学校グラウンド	和寒町字三和	北緯 44 度 01 分 10 秒 東経 142 度 22 分 05 秒
上川	〃	旧西和小学校グラウンド	和寒町字西和	北緯 44 度 01 分 15 秒 東経 142 度 18 分 22 秒
上川	〃	旧北原小学校グラウンド	和寒町字北原	北緯 44 度 02 分 58 秒 東経 142 度 22 分 45 秒
上川	〃	旧和寒中学校グラウンド	和寒町字松岡	北緯 44 度 01 分 35 秒 東経 142 度 23 分 45 秒
上川	〃	総合運動公園グラウンド	和寒町字三笠	北緯 44 度 00 分 52 秒 東経 142 度 25 分 03 秒

第 8 章－別表 4 被災者生活再建支援法について

	内容・資格・条件等																										
目 的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。																										
制度の対象となる自然災害	(1) 対象となる自然災害 ①災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害 (2) 支援対象世帯 ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）																										
支 給 条 件	(1) 対象となる自然災害 下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。 <table><tr><td></td><td>合 計</td><td>①～④</td><td>⑤～⑧</td></tr><tr><td>複数（2 人以上）世帯</td><td>300 万円</td><td>100 万円</td><td>200 万円</td></tr><tr><td>単数（1 人）世帯</td><td>225 万円</td><td>75 万円</td><td>150 万円</td></tr></table> ①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費 ③住居の移転費又は移転のための交通費 ④住宅を賃借する場合の礼金 ⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50 万円が限度） ⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費 ⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息 ⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費 (注) 大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100 万円が限度） (注) 長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で 70 万円を限度に支給 (注) 他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の 1/2 (2) 支給に係るその他の要件 <table><tr><td rowspan="2">年収等の要件</td><td colspan="2">支給限度額</td></tr><tr><td>複数世帯</td><td>単数世帯</td></tr><tr><td>（年収） ≤500 万円の世帯</td><td>300 万円</td><td>225 万円</td></tr><tr><td>500 万円 <（年収） ≤700 万円の世帯</td><td>75 万円</td><td>150 万円</td></tr><tr><td>700 万円 <（年収） ≤800 万円の世帯 かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯</td><td>150 万円</td><td>112.5 万円</td></tr></table> (注) 要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1 級の精神障害者、1・2 級の身体障害者などを構成員に含む世帯		合 計	①～④	⑤～⑧	複数（2 人以上）世帯	300 万円	100 万円	200 万円	単数（1 人）世帯	225 万円	75 万円	150 万円	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	（年収） ≤500 万円の世帯	300 万円	225 万円	500 万円 <（年収） ≤700 万円の世帯	75 万円	150 万円	700 万円 <（年収） ≤800 万円の世帯 かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯	150 万円	112.5 万円
	合 計	①～④	⑤～⑧																								
複数（2 人以上）世帯	300 万円	100 万円	200 万円																								
単数（1 人）世帯	225 万円	75 万円	150 万円																								
年収等の要件	支給限度額																										
	複数世帯	単数世帯																									
（年収） ≤500 万円の世帯	300 万円	225 万円																									
500 万円 <（年収） ≤700 万円の世帯	75 万円	150 万円																									
700 万円 <（年収） ≤800 万円の世帯 かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯	150 万円	112.5 万円																									
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の 2 分の 1 に相当する額を国が補助																										

	内容・資格・条件等
支 援 金 の 支 給 申 請 等	(1) 申請期間 基礎支援金については、災害発生日から起算して 13 月以内、加算支援金については災害発生日から起算して 37 月以内とする。 (2) 申請時の添付書類 ① 基礎支援金：り災証明書、住民票等 ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等 (3) 支援金支給に係る手続き <pre> graph LR A[都道府県] -- "◇基金の拠出 ◇支援金支給事務委託" --> D[被災者生活再建支援法人 (財団法人都道府県会館)] B[国] -- "◇補助金交付 ◇支援金の1/2" --> D D -- "申請 (市町村・都道府県経由)" --> C[市町村] C -- "支援金支給" --> E[被災世帯] </pre>

地 第3章一別表1 気象庁震度階級関連解説表

(平成21年3月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

様 式

第 3 章－様式 1 注意報、警報並びに情報等受理票

注 意 報、 警 報 並 び に 情 報 等 受 理 票

決 裁	町 長	副町長	課 長	主 幹	係 長	係	合 議
発信日時	午前 年 月 日 時 分 午後				電話・電報・防災無線 連絡 その他（ ）		
発信者					受信者	⑨	
予警報の 種 類					発表時刻	時 分 発表機関	
受 理 事 項							
処 理 方 法							

第4章一様式1 水防活動実施報告書

水 防 活 動 実 施 報 告 書

(市町村名) 自 年 日
至 年 日

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分				備 考
	団体数	活動延 人 員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	団体数	使 用 資 材 費			
							主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	
県(都道府)分 前 回 迄		人	円	円	円		円	円	円	
月 分	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
小 計										
累 計										
水防管理団体分 前 回 迄										
月 分	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
小 計										
累 計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

第5章－様式1 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報					
報告日時		月 日 時 分現在	発受信日時		
月 日 時 分		月 日 時 分			
発信機関 (振興局・市町村名等)		受信機関 (振興局・市町村名等)			
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)			
発生場所					
発生日時		月 日 時 分	災害の原因		
月 日 時 分					
気象等の状況	雨量				
	河川水位				
	風速				
	その他				
ライフライン関係の状況	道路				
	鉄道				
	電話				
	水道 (飲料水)				
	電気				
	その他				
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災害救助法の適用状況		地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
		(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他（住民等）		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

第5章－様式2 被害状況報告（速報 中間 最終）

										月 日 時現在					
災害発生日時				月 日 時 分			災害の原因								
災害発生場所															
発信	機関（市町村）名						受信	機関（市町村）名							
	職・氏名							職・氏名							
	発信日時			月 日 時 分				受信日時			月 日 時 分				
項目				件数等		被害金額（千円）		項目				件数等		被害金額（千円）	
① 人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害				道工事	河川	箇所			
	行方不明	人									海岸	箇所			
	重症	人									砂防設備	箇所			
	軽症	人									地すべり	箇所			
	計	人									急傾斜地	箇所			
② 住家被害	全壊	棟			市町村工事	河川	箇所								
		世帯				道路	箇所								
		人				橋梁	箇所								
	半壊	棟			小計	箇所									
		世帯			港湾	箇所									
		人			漁港	箇所									
	一部破損	棟			下水道	箇所									
		世帯			公園	箇所									
		人			崖くずれ	箇所									
	床上浸水	棟			計	箇所									
		世帯			⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻							
		人					破損	隻							
	棟			計			隻								
	世帯			漁港施設			箇所								
	人			共同利用施設			箇所								
床下浸水	棟			その他施設	箇所										
	世帯			漁具（網）	件										
	人			水産製品	件										
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		その他	件									
		その他	棟		計										
	半壊	公共建物	棟		⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所							
		その他	棟				治山施設	箇所							
	計	公共建物	棟				林道	箇所							
その他		棟		林産物			箇所								
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha				一般民有林	林地	箇所					
			浸冠水	ha		治山施設	箇所								
		畑	流出・埋没等	ha		林道	箇所								
			浸冠水	ha		林産物	箇所								
	農作物	田	ha		その他	箇所									
		畑	ha		小計	箇所									
	農業用施設	箇所													
	共同利用施設	箇所													
	営農施設	箇所													
	畜産被害	箇所													
その他	箇所														
計				小計	箇所										
計				計	箇所										

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)
⑧衛生被害	水道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病院	公立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所			
		し尿処理	箇所		⑬その他	鉄道不通	箇所		
	火葬場	箇所				鉄道施設	箇所		
計	箇所			被害船舶		隻			
⑨商工被害	商業	件				空港	箇所		
	工業	件				水道	戸	—	
	その他	件				電話	回線	—	
	計	件			電気	戸	—		
⑩公立文教施設	小学校	箇所			ガス	戸	—		
	中学校	箇所			ブロック塀等	箇所			
	高校	箇所			都市施設	箇所			
	その他文教施設	箇所			計		—		
	計	箇所			被害総額				
公共施設被害市町村数		団体			火災発生	建物	件		
罹災世帯数		世帯				危険物	件		
罹災災者数		人				その他	件		
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人			
災害対策本部の設置状況	道（支庁）								
	市町村名	名称			設置日時		廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報こつき取り扱い 注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

第5章—様式3 公用令書等（別表 第1号様式～第6号様式）

別表 第1号様式

従 事 第 号	公 用 令 書
	住 所 氏 名
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力 を命ずる。	
年 月 日	処分権者 ㊟
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

（備考）用紙は、日本産業規格A4とする。

別表 第2号様式

保 管 第 号	公 用 令 書			
	住所 氏名			
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日	処分権者 ㊟			
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

（備考）用紙は、日本産業規格A4とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 年 月 日 管理 収用 処分権者 ㊞							
名 称	数量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備考

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号 公 用 変 更 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これ を交付する。 年 月 日 処分権者 ㊞	
変更した処分の内容	

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書
	住所 氏名
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	㊟

（備考）用紙は、日本産業規格A4とする。

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	
年 月 日生	
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
平成 年 月 日交付	
和 寒 町 長	㊟
交付責任者	㊟

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

（裏）

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

第5章—様式4 避難所収容台帳（避難所）

（避難所）

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計（日間）						

注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。

2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。

3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

第5章—様式5 避難所設置及び収容状況（和寒町）

（和寒町）

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関 月 日から 月 日まで	実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
計		既存建物					
		野外仮設					

注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。

2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

第5章—様式6 規制の標識等



備考

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することが出来る。

第5章—様式7 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	⑩
		公安委員会	⑩
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名）			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備 考 用紙は日本産業規格A5とする。

第5章—様式8 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

被害別 \ 世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
全 壊（焼）													
流 失													
半 壊（焼）													
床上（下）浸水													

第5章—様式9 物資購入（配分）計画表

年 月 日 時現在

世帯 品目	単価	人世帯				人世帯				人世帯				計				備考
		数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	
計																		

- 注) 1. 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

第5章—様式10 物資受払簿

品目		単位			
年 月 日	摘要	受	払	残	備考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

第5章－様式1 1 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ ㊞

連絡先(避難所・電話番号等) _____

給付(貸与)年月日	品 名	数 量	備 考

第5章－様式1 2 物資の給与状況

(和寒町)

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名 _____ ㊞

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

第5章一様式13 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関		和 寒 町 役 場					
		担当者職氏名							
		連 絡 先		TEL		FAX			
災害の状況・派遣理由	覚 知	年		月		時		分	
	災害発生日時	年		月		時		分	
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況								
	措 置 状 況								
派遣を必要とする区域						希望する活動内容			
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 の 状 況		離着陸場名							
		特 記 事 項		(照明・Ⓔマーク、吹き渡し、離着陸場の状況(障害物等)ほか)					
必 要 と す る 資 機 材						現地での資機材確保状況			
						特 記 事 項			
傷 病 者 の 搬 送 先						救急自動車等の手配状況			
他 機 関 の 応 援 状 況		他に応援要請している機関名							
		現場付近で活動中の航空機の状況							
現地最高指揮者		(機関名) (職・氏名)							
無 線 連 絡 方 法		(周波数) H z							
そ の 他 参 考 と な る 事 項									
搭乗者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢	備考

第5章—様式14 救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日		年		月		日		時		分	
1 要請市町村名		和寒町		電話		FAX					
担当者		課名		職名		氏名					
2 依頼病院名		電話									
所在地											
担当者（医師名）		医師		氏名							
3 受入れ医療機関名											
所在地											
電話		FAX									
受入れ医療機関の了承 有 ・ 無											
4 ふりがな 患者氏名		生年月日		年		月		日生		歳 男・女	
		体 重		kg		職業					
ふりがな 住 所											
ふりがな 病 名		現 状									
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院 ・ 受入医療機関）											
氏 名	医師					年齢		歳		体重 kg	
	看護師										
	付添人	続柄									
6 運航上の必要事項											
(1) 患者に装備されている医療機器の状況											
①点滴（規格 ×、重量 g）②保育器（規格 ^H × ^W × ^L 、重量 g）											
③酸素吸入器（規格 ×、重量 g）											
④その他（名称 ×、重量 g）											
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格											
①依頼病院		kg		kg		kg					
②受入れ医療機関		kg		kg		kg					
現 地 離 着 陸 場					メモ						

第5章—様式15 自衛隊の災害派遣要請

年 第 号
月 月 日

北 海 道 知 事 様

和寒 町 長

印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要求します。

記

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

※ 連絡責任者（所属課・係、職名、氏名）及び連絡先を必ず明記のこと。

第5章—様式16 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請

年 第 号
月 月 日

北 海 道 知 事 様

和 寒 町 長 ㊟

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付け（要求文書番号）をもって要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収されるよう要求します。

記

撤収要求日時 年 月 日 時 分

和寒町地域防災計画
－ 資 料 編 －

令和4年3月
和寒町防災会議
事務局 和寒町総務課